

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 有害な図書等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 1
- 鹿児島県統計調査条例第 2 条に規定する知事が告示する統計調査の一部改正
（統計課取扱い） 2
- 土地利用基本計画の変更（地域政策課取扱い） 2
- 生産事業者の登録（森林経営課取扱い） 2
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 3
- くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 3
- くろまぐろ（大型魚）に関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 3
- 肥料の登録（経営技術課取扱い） 4
- 道路の区域の変更（4 件）（道路維持課取扱い） 5
- 道路の供用の開始（3 件）（道路維持課取扱い） 5
- 波見港港湾計画の変更の概要（港湾空港課取扱い） 7
- 鹿児島港港湾計画の変更の概要（港湾空港課取扱い） 7
- 都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更（7 件）（都市計画課取扱い） 8
- 都市計画道路の変更（都市計画課取扱い） 10

公

告

- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 11

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の公表（3 件）（監査委員事務局取扱い） 11

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員等検定合格者審査実施公告（生活安全企画課取扱い） 12

告 示

鹿児島県告示第 264 号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和 36 年鹿児島県条例第 65 号）第 9 条第 2 項の規定により，有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25472	令和 7 年 3 月 19 日	雑 誌	裏ネタ J A C K（ジャック） 4 月号 01931-04	ダイアプレス	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し，その健全な育成を阻害するおそれがある。
25473			ヤングコミック 4 月号 08893-04	少年画報社		
25474			週刊実話ザ・タブー 4 月 11 日号 20327-4/11	日本ジャーナル出版		
25475			漫画ボンジュール	大都社		

		4 月号	18327-04			
--	--	------	----------	--	--	--

鹿児島県告示第265号

平成21年 3 月 31 日鹿児島県告示第428号（鹿児島県統計調査条例第 2 条に規定する知事が告示する統計調査）の一部を次のように改正し、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

5 の(1)中「郵便」の次に「，ファクシミリ又は電子メール」を加える。

別表中

18リットル缶	主要企業（事業所）	を
アルミニウム製建具	主要企業（事業所）	
」		
18リットル缶	主要企業（事業所）	に、
」		
半導体集積回路	主要企業（事業所）	を
コネクター	主要企業（事業所）	
」		
半導体集積回路	主要企業（事業所）	に、
」		
ワイヤーハーネス	主要企業（事業所）	を
電気機械器具	主要企業（事業所）	
」		
ワイヤーハーネス	主要企業（事業所）	に、
」		
船舶	主要企業（事業所）	を
精密機械部品	主要企業（事業所）	
」		
船舶	主要企業（事業所）	に改
」		

める。

別記様式中「鹿児島県企画部統計課」を「鹿児島県総合政策部統計課」に改め、「印」を削る。

鹿児島県告示第266号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第 1 項の規定により、土地利用基本計画を次のように変更した。

なお、変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は、鹿児島県総合政策部地域政策課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

変更の要旨

土地利用基本計画図の森林地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市 町
現況が森林でない区域の森林地域からの除外	阿久根市，出水市，薩摩川内市，霧島市，伊佐市及び長島町

鹿児島県告示第267号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第9112号	有限会社みかげ 鹿屋市西祓川町576番地 1	種穂の採取 幼苗の育成	有限会社みかげ 鹿屋市西祓川町576番地 1

鹿児島県告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡喜界町大字志戸桶字割キシ290番，297番（次の図に示す部分に限る。），298番，299番，字前平825番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第269号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により，くろまぐろ（小型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 都道府県別漁獲可能量について，本県に定められた数量

41.3トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	6.0トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	21.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	2.0トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	7.7トン

鹿児島県告示第270号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により，くろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
30.8 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	17.0 トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	10.8 トン

鹿児島県告示第 271 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第 1370 号	令和 7 年 3 月 18 日	令和 13 年 3 月 17 日	副産動植物質肥料	きび抽出肥料	加里全量 6.0	使用される原料，含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	生和糖業株式会社	鹿児島市金生町 7 番 8 号
鹿児島県肥第 1371 号	令和 7 年 3 月 18 日	令和 13 年 3 月 17 日	副産動植物質肥料	C M 肥料	窒素全量 1.0 加里全量 6.0	使用される原料，含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	南栄糖業株式会社	大島郡和泊町皆川 891 番地
鹿児島県肥第 1372 号	令和 7 年 3 月 18 日	令和 13 年 3 月 17 日	副産動植物質肥料	糖蜜肥料	加里全量 6.0	使用される原料，含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定	与論島製糖株式会社	鹿児島市泉町 16 番 4 号

						規格のと おり		
--	--	--	--	--	--	------------	--	--

鹿児島県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	佐仁万屋赤木 名線	奄美市笠利町大字笠利字立 道3180番1地先から同市笠 利町大字須野字小廣423番 2地先まで	前 前 後	7.0～19.0 10.8～45.0 10.8～45.0	2,478.0 2,318.0 2,318.0

鹿児島県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南九州市知覧町塩屋字飛渡 29243番地先から同市知覧 町塩屋字西珍ノ迫29312番 2地先まで	前 後	12.6～21.0 11.2～30.0	168.1 168.1

鹿児島県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	226号	南九州市知覧町塩屋字飛渡29243番地先から同市知 覧町塩屋字西珍ノ迫29312番2地先まで	令和7年 3月28日

鹿児島県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に

において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久慈字 川内の壱353番 1 地先内	前 後	9.9～14.2 9.9～26.3	80.0 80.0

鹿児島県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 7 年 3 月 28 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久慈字川内の壱353番 1 地先内	令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 7 年 3 月 28 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊仙亀津徳之 島空港線	大島郡徳之島町諸田字大川 403番 5 地先から387番 7 地 先まで	前 後	9.2～18.8 15.6～28.0	148.1 147.4
		大島郡徳之島町井之川字前 田袋260番 1 地先から同町 井之川字新小増430番 1 地 先まで	前 後	7.7～8.6 14.2～14.6	101.1 101.1
		大島郡徳之島町井之川字佐 渡624番 3 地先から同町井 之川字寺舗699番 3 地先ま で	前 後	7.6～10.0 12.5～20.5	263.6 259.8

鹿児島県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 7 年 3 月 28 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	伊仙亀津徳之島 空港線	大島郡徳之島町諸田字大川403番 5 地先から387番 7 地先まで	令和 7 年 3 月 28 日
		大島郡徳之島町井之川字前田袋260番 1 地先から同町井之川字新小増430番 1 地先まで	
		大島郡徳之島町井之川字佐渡624番 3 地先から同町井之川字寺鋪699番 3 地先まで	

鹿児島県告示第279号

港湾法（昭和25年法律第218号）第 3 条の 3 の規定により、波見港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお、変更後の波見港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

波見港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

港湾計画の変更の概要

昭和58年 6 月 13 日鹿児島県告示第1044号によりその概要を告示した波見港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

その他の計画

小型船だまり計画（変更）

地 区 名	港 湾 施 設 の 種 類
柏原地区	航路、泊地、防波堤、防砂堤、物揚場、船揚場、埠頭用地

鹿児島県告示第280号

港湾法（昭和25年法律第218号）第 3 条の 3 の規定により、鹿児島港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお、変更後の鹿児島港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

港湾計画の変更の概要

平成 5 年 8 月 11 日鹿児島県告示第1331号によりその概要を告示した鹿児島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 水域施設計画

航路（追加）

地 区 名	名 称	水深（メートル）	幅員（メートル）
中央港区	中央港区航路	7	45

2 係留施設計画

(1) 岸壁（変更）

地 区 名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用 途
本港区	公共用	9.0	2	旅客船用

(2) 小型栈橋（追加）

地 区 名	公共用又は専用の別	基 数	用 途
本港区	公共用	1	旅客船用

中央港区	公共用	1	旅客船用
------	-----	---	------

3 港湾環境整備施設計画
緑地（変更）

地 区 名	面積（ヘクタール）
本港区	9
中央港区	41

4 土地造成計画（変更）

地 区 名	面積（ヘクタール）	用 途
本港区	27（27）	埠頭用地
	12（12）	港湾関連用地
	11（11）	交流厚生用地
	8（8）	交通機能用地
	1（1）	危険物取扱施設用地
	9（9）	緑地
中央港区	9（9）	埠頭用地
	7（7）	港湾関連用地
	43（43）	交流厚生用地
	10（10）	交通機能用地
	24（24）	緑地

備考 括弧書は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画面積で内数である。

5 土地利用計画（変更）

地 区 名	面積（ヘクタール）	用 途
本港区	27（27）	埠頭用地
	12（12）	港湾関連用地
	11（11）	交流厚生用地
	8（8）	交通機能用地
	1（1）	危険物取扱施設用地
	9（9）	緑地
中央港区	17（17）	埠頭用地
	13（13）	港湾関連用地
	47（47）	交流厚生用地
	149（149）	工業用地
	18（18）	交通機能用地
	13（13）	危険物取扱施設用地
	41（41）	緑地

備考 括弧書は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画面積で内数である。

6 その他の計画

(1) 小型船だまり計画（変更，追加）

地 区 名	港 湾 施 設 の 種 類
本港区	泊地，物揚場，埠頭用地
中央港区	泊地，防波堤，小型栈橋，埠頭用地

(2) マリーナ計画（変更）

地 区 名	港 湾 施 設 の 種 類
中央港区	防波堤，小型栈橋，交流厚生用地

鹿児島県告示第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規

定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
西之表都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
西之表都市計画区域

鹿児島県告示第 282 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
霧島市域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
国分都市計画区域、溝辺都市計画区域、横川都市計画区域、牧園都市計画区域、隼人都市計画区域及び福山都市計画区域

鹿児島県告示第 283 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
南さつま市域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
加世田都市計画区域及び笠沙都市計画区域

鹿児島県告示第 284 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
名瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
名瀬都市計画区域

鹿児島県告示第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
根占都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
根占都市計画区域

鹿児島県告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
瀬戸内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
瀬戸内都市計画区域

鹿児島県告示第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
徳之島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
徳之島都市計画区域

鹿児島県告示第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画道路
 - (2) 名称 3・5・19号庁舎北通線
- 2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

指宿市大字十町字九玉前の一部

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

志布志市志布志町安楽字一町田3652番の一部、3653番2、3654番4、3655番1、3656番1、3657番1、3657番2、3658番、3654番4地先里道の一部及び3656番1地先里道の一部並びに字権現原6065番5

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿屋市串良町有里2476番地10

有限会社敬愛社

代表取締役 岡留利秋

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和 6 年度の定期監査（後期）の結果について、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県監査委員	松 蘭 英昭
同	大 蘭 豊
同	おさだ康秀
同	松 田 浩孝

監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和 6 年度の財政的援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県監査委員	松 蘭 英昭
同	大 蘭 豊
同	おさだ康秀
同	松 田 浩孝

監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人古川康郎から、下記テーマに係る監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

記

テーマ 鹿児島県における水産振興施策に係る財務に関する事務の執行について

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県監査委員	松 蘭 英昭
同	大 蘭 豊
同	おさだ康秀
同	松 田 浩孝

公安委員会公告

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 検定合格者審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務 2 級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務 1 級

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務 2 級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務 1 級

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務 2 級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務 1 級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務 2 級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査対象外の者

1に該当する者のうち、次に掲げる者は、学科試験及び実技試験の全部が免除されるので、本審査の対象外とする。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上である者

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

3 検定合格者審査の実施日時及び場所

(1) 実施日時

令和 7 年 5 月 14 日（水）午前 9 時から午後 1 時まで（午前 8 時 30 分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部 1 階正面玄関ロビーに集合すること。）

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

4 検定合格者審査の方法

(1) 1 級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10 問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施

(2) 2 級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10 問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 1 種類実施

(3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

5 申請手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 7 年 4 月 7 日（月）から同月 18 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条の県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 提出書類

ア 検定規則附則第 10 条の審査申請書（検定規則別記様式。以下「審査申請書」という。）
1 通

イ 鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第 8 条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者にあつては、次のいずれかの書面

(ア) 鹿児島県内に住所地を有する者にあつては当該住所地を疎明する書面 1 通

(イ) 鹿児島県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

ウ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1 葉

エ 旧検定合格証の写し 1 通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

(ア) 鹿児島県内に住所を有する者

受審者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受審者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(イ) 鹿児島県外に住所を有する者で、鹿児島県内の営業所に属する警備員

受審者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(ウ) 鹿児島県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者で、鹿児島県内に住所地及び所属する営業所がないもの

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受審者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受審者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 審査手数料

4,700 円（4,700 円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）

なお、審査申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 合格者の発表及び成績証明書の交付

(1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。

(2) 検定合格者審査当日、合格者には検定規則第 11 条の成績証明書を交付する。

8 その他

受審希望者は、1 の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ申請することができる。

9 本審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線 3032・3033）